

宇佐神宮の御田植祭

入江英親

一 はじめに

大分県内で、現在もなお特殊神事として御田植祭を廃行している神社は、相当数存していることと思う。中でも奈多宮の御田植祭、杵築若宮八幡社の御田植祭、諸田山神社の御田植祭は、昭和三十六年三月十四日付で、大分県指定の無形民俗資料として指定されている。この三社の御田植祭とは、その次第を多少異にしている御田植神事が、宇佐神宮でも執り行われている。しかしこの神事はまだ、別段、無形民俗資料としての指定を受けているわけではない。それは指定を受ける価値がないからではなく、宇佐神宮ほどの大社では、そうやすやすと絶やす心配はあるまいとの安易な考えが、無意識のうちに抱かれているために、指定の手続きをとるまでに、至っていないのが実情であろう。

宇佐神宮には、神饌をもるための素焼きの盤とか甕子を作る家すじが旧糸口村にあり、昭和十年頃までは、土師の系統を引くこの焼物が、神饌用具として用いられていた。ところが新たに官司として着任した横山秀雄氏によってその使用が廃止され、今はその窯元がどこであったかささだかでない。現在まで受けつがれて執行されてきた神事も、どんな理由で中絶しないとも限らない。自分が昨夏、御田植祭について記録の作成を試みたのは、右のような理由からによるものである。

二 宇佐神宮略記

伊勢の神宮につぐ第二の宗廟として、官民の崇敬を受けていた頃の宇佐神宮の面影をしのぶには、宇佐の古代文化を熟視する要がある。赤塚古墳、地藏堂古墳、春日山古墳等々、巨大な前方後円墳の群在する古代の宇佐、大豪族宇佐氏はこの地に宇佐神宮を奉齋したのである。

その鎮座にあたっては、良地を覓められたようであるが、結局は宇佐市大字南宇佐の現位置の小椋山に鎮座あらせられた。第一殿に応神天皇（譽田別尊）、第二殿に比賣神（多岐津姫命、多紀理姫命、市杵嶋姫命）、第三殿に神功皇后（息長帯姫命）を奉齋してある。往古は広幡八幡大神宮、八幡宇佐宮、宇佐宮などと称していたが、明治四年六月、宇佐神宮と称え奉るようになった。延喜の制に依れば三神共に名神大社に列し、其の後明治四年五月十四日、更めて官幣大社に列せられたが、大平洋戦争の終了後、宗教法人令の公布と共に、その社格は廃止せられた。

当神宮本殿の配置は他の神社とは異り、向って左より第一殿、第二殿、第三殿の順序となっている。第一殿の祭神は、欽明天皇の御宇三十二年、豊前国宇佐小椋山の麓菱形池の畔に翁となって現われ、其の後各所に良地を覓められて巡ぐられたが、御心に適う処なく、結局聖武天皇の神龜二年二月二十七日此の地にかえり、永く鎮座せらるる事となった。第二殿の祭神は、日本書紀の神代上に、「以日神所生三女神者、使降居于葦原中国之宇佐嶋矣」とある如く、もと宇佐郡北馬城村の馬城峯

（○今大元山と云い、山の上に三体の御石体あり）に鎮座せられたのを、後、聖武天皇の天平元年御神託に依り、現在の地に奉齋せらるる事となったのである。第三殿の祭神は、嵯峨天皇の弘仁十一年に御神託あり、仍って今十四年より此の地に御殿を建てて齋き祀ったと伝えられている。祭神の点からすれば、他の神社に於けると同様、中央を第一殿、向って右を第二殿、向って左を第三殿とすべきであるが、当地に鎮座せられた順序により、向って左より第一殿、第二殿、第三殿と称するようになったものではないかと考えられる。兎に角本殿位次の順位の変則は、祭場の位次等、祭式及び行事作法の上に、他の神社との相違をなさしめていることは注意すべきである。

境内には下宮の外、若宮神社・春日神社・住吉神社・黒男神社・大神祖神社・宇佐祖神社の六摂社及び北辰神社・春日神社・平野神社・善神王神社・八子神社・亀山神社・八坂神社・木匠祖神社・稻荷神社・水分神社・天満神社・護王神社・女禰宜神社・琴平神社・天満神社・愈加社の十六末社がある。このうち八坂神社は神宮彌勒寺の守護神として奉齋したものであり、現在の八坂神社鎮座の位置、神宮廬所在の位置等、普通大馬場と称する参道の西側は総て彌勒寺の境内であつて、今なお金堂・講堂・経堂等の礎石が残つて居り、当時使用していた古瓦の破片は所々に散在している。

境外摂社としては、明治十年三月二十一日を以て摂社に列せられた大元神社と、大尾神社との二社がある。大尾神社は当神宮の境内に接する大尾山上に鎮座し、八幡大神を齋き奉り、摂社に列せらるゝ以前はもと宇佐郡北馬城村大字正覚寺大元山上に鎮座し、当神宮の奥宮と称えられている。本殿の宮はなく、神體として参個の巨石が立ち、その周囲には幾重にか円く取り囲んだと思われる石が多数残存している。

境外末社は、鉾立神社、阿良礼神社、椎宮神社、百體神社、八坂神社の五社である。鉾立神社は宇佐市大字南宇佐字鉾立に鉾を立てて、阿良礼神社は同じく南宇佐字平の叢林に社殿の建設は無く、八幡大神を齋き奉つてある。鉾立と云い、阿良礼と云い、その名称には特に注意すべき要がある。次に椎宮神社は同じく南宇佐字上町に鎮座し、大隅日向西国隼人の靈を、八坂神社は大元神社境内に鎮座し、健速須佐之男命を奉齋してある。

前記の外に、当神宮の摂社であつたが、現在は独立している関係深い神社に、薦神社(社・県)・奈多宮(社・県)・妻垣神社(社・県)・鷹居神社(社・県)・乙咩神社(社・郷)・郡瀬神社(社・郷)・泉神社(社・郷)・大根川神社(社・郷)・小山田神社(社・村)・田笛神社(社・無格)の十社がある。括弧内の社格は、何れも社格廃止前のものである。

三 宇佐神宮の祭礼神事

八幡宮本紀四に「當宮○字の祭礼神事は、他の社にかはり、禁裏の礼法にならひて、是を執行せり、いにしへは年中に八十

餘度の祭礼神事有しといへども、近代は漸二十餘度に減ぜり、神事の礼式は、古今ことなることなしといへども、御衣幣物等は略儀を用ふ、二季の大祭と云は、二月十一月にあり、一句の間是を執行す、其間糟粥、朝山、半作の藁沓、秘呪い秘歌等の口伝あり、祠官家々の深秘とする事なり、一句のあひだ轡音をとゞめ、他務をやめ、専神事を勤む、一句みちぬる翌の日に朝神楽と云事あり、花深き古実とかや、此祭は致齋散齋の儀式なれば、致齋の神事と云、此春冬の大祭は、嵯峨天皇御宇、弘仁十四年に始て執行有しより、今に至てたえず」とあり、又宇佐宮記には「宇佐宮御神事、放生会、行幸会、眞薦植、眞薦、御杣始、修正会、更衣神事、二季大祭、吉祥悔会現在、御祓大会、同大田植、同新嘗会、同七夕、同四季楽、同御田人上神供、同御誕生会、同仏名会、同有龍会、同種子蒔、桃花会、連花会、五月朔日野馳競馬十番、同月三日内乘競馬十番、九月九日御炊殿節供、同月十三日大念佛現在、廿日秋季八講、正五九月朔日天下祈禱現在、例講会、毎月六月廿三日現在、八幡講、毎月十五日現在、都而富宮神事八十餘度、在祭會式」とあり、古くは年中八十餘度の祭礼が、大神・宇佐・田部・漆島の四姓をはじめ、八百余家の祠職に依つて、禁裏の礼法に習つて莊嚴に執り行われていたらしいが、現今は、大中小祭台せて二十餘度に減じている。なお同く八幡宮本紀^四に「十一月に行幸会と云事あり、是は称徳天皇神護元年閏十月十八日、神託有によりて四年に一度、八ヶの社巡幸し給ふ、其後四十七年を経て、嵯峨天皇弘仁二年より、改て六年に一度是を遂行はる、是巡狩の儀式とかや、此礼久しく中絶せしを、細川越中守忠興國主たりし時、元和二年に再興有しかども、殊に大なる神事なるゆゑ、其後又断絶せり、」とある如く、古くは行幸会と云う大行事が行われていたが、現在は行われていない。

四 現行の特殊神事

前項に略記した如く、住古に於ける宇佐神宮の祭礼は盛大莊嚴に執り行われたものの如くである。戦前の祭礼には、さびれたとは云え、なおそのおもかげを偲ぶに足る何物かがあったが、戦後は全く僅かに余命を保つと云う淋しい状態であった。それにしても、下記の特特殊神事を、細々ながら続行し得たことは、大社なればこそであった。即ち特殊神事としては次のものが

あげられる。

鎮疫祭・御神幸祭・仲秋祭（以上大祭）、春秋二季の致祭（中祭）、櫻花祭・御田植祭・風除祭・虫振祭・風除報賽祭（以上小祭）。前記のうち、櫻花祭は祭典中特殊の行事はなく、祭典後宇佐市民等に依り、能舞台にて神能が奉納される程度のものである。又虫振祭は祭典後、宝物の虫干が行われる外に特殊の行事はない。ちなみに風除報賽祭の当日には、風舁が立ち、栗打ちが行われていたが、戦後中絶の状態であつた。ところが昨年からは小規模ながら再興されることとなつた。

五 御田植祭

神社の祭典には農事関係のものが甚だ多い。恒例の三大祭のうち、例祭を除く祈年祭・新嘗祭の二大祭は農事関係であり、中祭又は小祭にも農事に関するものを相当数あげることが出来る。小祭ではあるが、御田植祭もまたその一つである。この御田植祭は、農耕の予祝儀礼としての意味を持ったものであり、鳥羽天皇の頃、大宮司公順宿禰が始めたと伝えられている。兩来連綿として数百年の星霜を経て今日に及び、現在では毎年七月二十六日、上宮本殿に於ける報告祭と、御田をしつらえた齋場に於ける神事とを執り行っている。

◇御田植祭本殿祭

当日は午後三時、宮司以下祭員は齋館に、早乙女以下奉仕者は会議室に参集して服装をととのえ、上宮に参進して祭典を開始する。その次第は次の通りである。

午後四時宮司以下所定ノ座（東廻廊）ニ著ク

是ヨリ先修祓ノ儀アリ

次 神饌ヲ供ス

此ノ間奏楽

次 宮司祝詞ヲ奏ス

次 宮司玉串ヲ奉リテ拝礼 権宮司以下列拜

次 神饌ヲ撤ス 此ノ間奏楽

次 宮司以下各退下

次 早乙女以下奉仕者ノ神酒行事アリ

修祓及び神酒行事は祈願殿にて行ふ。修祓は宮司以下祭員・郷司・早乙女の順に祓ふ。なお宮司奏上の祝詞は次の通りである。
掛巻母畏佐宇佐神宮斗称言竟奉留三前乃大神等乃大前兩宮司氏名恐美母白左久毎年乃例乃仕々兩今日乃生日乃足日兩御田植乃御祭執行布爾依氏大神等乃敷坐世留此乃宇佐乃里乃御氏子乃乙女等諸々御田植人兩仕刃奉良斗齋回里清回里津々大前兩参出来氏拝奉留状乎平介久安介久聞食志氏田人等賀手乃躰足乃躰不令在神事美波志久仕奉良志米給刃斗大御食大御酒海乃山乃種々乃味物乎八取乃机兩横山如須棒奉里氏恐美母称辞竟奉良久登白須

かくして早乙女以下奉仕者の神酒行事が終れば、陣列を整えて道楽を奏しながら、宮司以下一同小椋山の北麓、菱形の池の辺に設けた齋場に参進する。

◇陣列次第

先 警固

二人 侍島帽子ヲ冠
シ奴袴ヲ穿ッ

次 先導 狩衣

次 宮司 狩衣 従者二人 白丁

次 権宮司 狩衣

次 禰宜 狩衣

次 主典 狩衣

先 齋主 齋服

從者二人 一人白丁
一人麻袴

次 典礼 狩衣

次 水守 水干

次 楽人 狩衣

次 膳夫 白丁

次 郷司 礼服

次 早乙女八人 水干衣ヲ著シ
花冠ヲ被ル

宮司の從者二名中、一名は大傘をさしかけ一名は大団扇をもってあおく。齋主の本年の從者は一名で、大傘をさしかけていた。

◇服 装

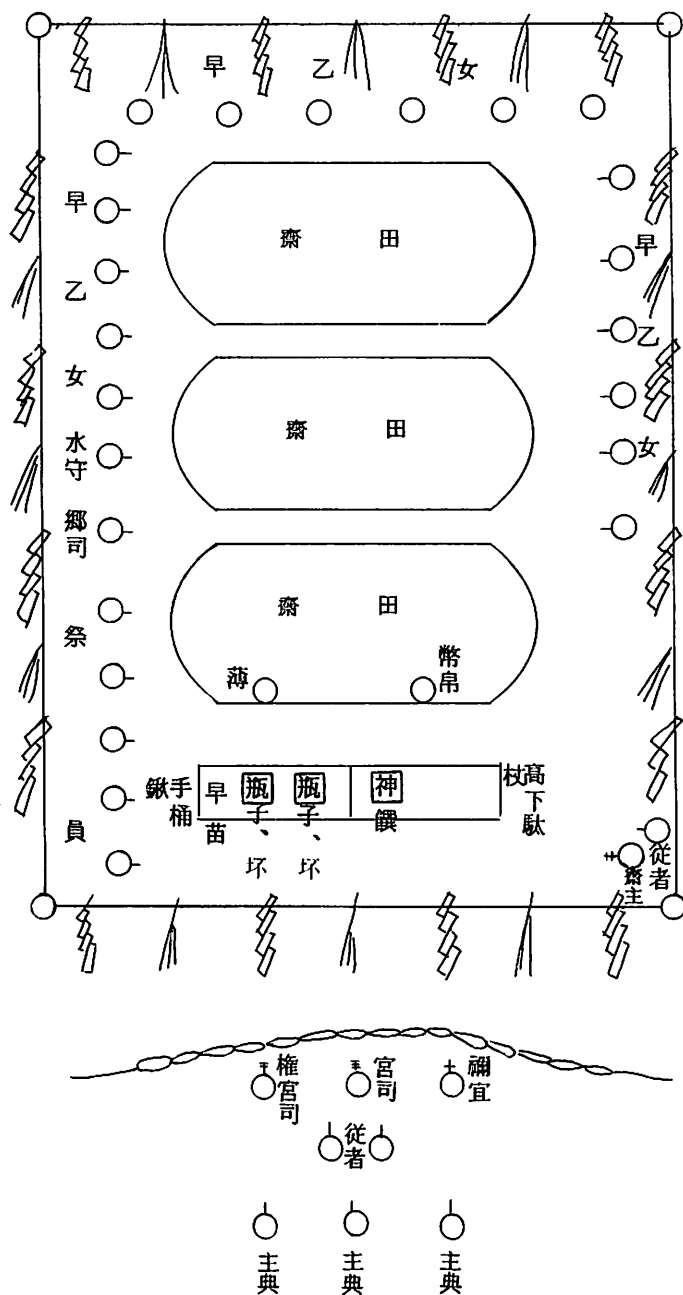
終戦前までは、宮司以下前項陣列次第に註記の服装であつたが、本年執行の御田植祭では、左記の如くかわつていた。なお典礼も省略されていた。

宮司・権宮司・禰宜・主典 白狩衣。齋主 白齋服。楽人 白狩衣。膳夫 白狩衣（祭員代行）。雑仕 白狩衣（祭員代行）。郷司 白袴、白足袋、草履、菅笠。水守 白丁、烏帽子、草履。早乙女 紺がすりの筒そで、赤縷、手巾、きやはん（省略の者もあった）、赤腰巻き、白足袋、草履、花笠。

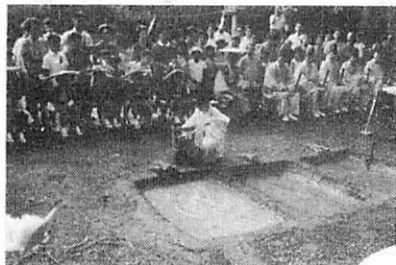
◇齋 場

水田三枚をつくり、水口に幣帛一本と、薄に和布を挟んだもの一本を立て、その前に案を置く。薄は終戦前までは四本立てていた。案上には御食・御酒・塩水を一台の三方にのせた神饌を献備する。その他直会用梅子（終戦前までは角梅を用いていた）と坪をのせた三方と、早苗とを置く。案の左横には手桶と鉢、右横には齋主御田を巡視の祭に使用の高下駄と杖を置く。

御田の向って右側に齋主、左側から右側にかけて祭員、郷司、水守、早乙女の順に着席し、宮司以下は御田に向った小榜止北
 麓の所定の位置につく。齋場には忌竹を立てて注連縄を張る。
 齋場の略図を示めすと次の通りである。



- ③ 水守水を御田に漉ぐ ↓
- ① 齋主祝詞奏上 →



② 神酒坏酎 ↑

- ⑤ 早乙女苗を播く →



- ⑥ 参拜者、早苗を持ち帰る。 →



④ 齋主 水守と御田を↑一匳

◇御田植祭齋田神事

御田植祭本殿祭が終了すると、宮司以下祭員、郷司以下早乙女等は齋場に向つて参進し、下記の次第によつて神事を執り行う。

時刻（午後四時三十分頃）宮司以下所定ノ座ニ著ク

先 膳部幣帛並ニ薄ニ和布ヲ挾メルモノヲ御田ノ水口ニ立ツ

次 大麻ヲ執リテ神饌ト御田ヲ祓フ

次 神饌ヲ供ス 此ノ間奏楽

次 齋主祝詞ヲ奏ス

次 奏楽（祝詞奏上直後ヨリ齋主ノ着座マデ）

次 神酒坏酌 一働（宮司以下神職ノ前ニハ水守酌ヲ執リ郷司並ニ早乙女ノ前ニハ膳夫役ス）

次 雑仕早苗ヲ御田ノ畦ニ置ク

次 水守水ヲ御田ニ漉ク

次 水守鎌ヲ肩ニ取りテ御田ヲ三匝ス

次 齋主先ト為リ水守ト共ニ御田ヲ一匝ス

此時齋主ハ淺沓ヲ脱シ下駄白絹ヲ穿テ右手ニ白杖ヲ曳ク

次 齋主以下神酒坏酌 一働

齋主以下早乙女ニ至ル膳夫之ヲ行フ

次 染人奏ヲ先トナシ田人早乙女等苗ヲ播キツツ御田ヲ三匝ス

次 宮司以下神酒坏酌 一働
耐取 同前

次 宮司以下退場

次 齋主以下祭員郷司以下奉仕者一同御炊殿(宮)ニ参進

次 齋主以下一同拝礼

田人等拝礼

次 郷司並ニ田人^{早乙女}ニ直會料金品ヲ授ク畢リテ各退出ス

齋田神事の際供する神饌は、御食御酒塩水を一台にのせて供する。神事終了後、齋主以下奉仕者の御炊殿(宮)に於ける行事は、当神宮廳内の直會殿に於て現在行われている。なお齋主の奏上する齋田に於ける御田植祭祀詞は次の通りである。

掛麻久母畏伎御年乃皇神等^乎始奉里総氏田作^留事手知食^須皇神等乃御前^兩齋主字佐神宮權宮司恐^美恐^美母白^左久宇佐神宮^兩古代与里行比米津留御田植乃神事^乎式乃任々^兩執行^兩依氏皇神乃御前^兩齋回里清回里津々礼代乃幣帛^乎八取乃机^兩横山如^須隘高成志氏^捧奉良久^乎平介久安^介久聞食^世止白^須如此仕奉^留依氏今日仕奉^留御民等^乎始^米天下四方乃国乃公民等^賀手肱^兩水泡搔垂里向股^兩泥搔寄氏田作^留事^乎不令過植氏乃後^波降頻^留霖雨^兩母照統久早魃^兩母枯捐^布事奈久奥津御年^乎八束穗乃^兩成幸給比氏朝廷亦吾大神等^兩長御食乃遠御食^斗弥遠永^兩捧奉良志米給比御氏子等^賀其遺^乎婆將賜料乃弥足^比兩令足給^閉止恐^美恐^美母乞祈奉良久止白^須

六 結 語

この神事に使用の苗の仕立は、便宜上人夫頭に預め依頼しておき、祭典当日の朝持参せしめる。而して参拜者は御田植神事の終るや遅しと泥中に飛び込み、早乙女の植えた早苗を競い取り、持ち帰えつて馬に与えている。この苗を与うれば馬は達者で、百姓仕事がよく出来るようになると云い伝えられているからである。

なお早乙女(田人)は戦前は八名であり、元内封四郷と号せられた辛島・封戸・高家・向野の四郷から、各二名宛奉仕する

慣例になっていた。しかし本年は従前の慣例にとらわれず、四郷にはかかわりなく、二十数名の早乙女が奉仕していた。年々受けつがれて来たこの神事も、三十五年前調査したメモを繙いて見ると、現在の神事次第とは多少の相違がある。僅か三十五年間の間にこの変化があるので、現状を十分に記録する必要を、自分は痛接に感じた次第である。しかもこのお田植神事は、その神事の次第や、齋場舗設等に、これまで指定されている県内の他の神社のお田植神事とは、若干の相違点が認められる。出来得れば県指定の無形民俗資料として指定し、戦前の神事の状態を、ながく後世に伝えたいものである。

追記

(1) 昭和四十五年十月十一日から十七日までと、十月二十三日から三十日までの二次にわたる宇佐市内の遺跡分布調査を行った際、祭器を焼いた窯元が大字上高に存していたことが判明した。しかしその窯は、おしくも昭和八年頃とりこわされてしまった由である。

(2) 齋田の水口に、和布を挟んだ薄を立てるのは、水田が海岸近くに発生したものであるとか、また蝗除などに関係つけて考えられないものだろうか。